

政府デジタル人材のスキル認定の基準

平成 30 年 1 月 31 日
サイバーセキュリティ対策推進専任審議官等会議・
各府省情報化専任審議官等会議合同会議決定
平成 30 年 3 月 30 日一部改定
平成 31 年 4 月 3 日一部改定
令和 2 年 4 月 17 日一部改定
令和 3 年 3 月 30 日一部改定
令和 3 年 9 月 30 日一部改定
令和 4 年 5 月 27 日一部改定

1 はじめに

「政府デジタル人材のスキル認定の基本的な考え方」（平成 29 年 9 月 5 日サイバーセキュリティ対策推進専任審議官等会議・各府省情報化専任審議官等会議合同会議決定）に基づき、政府デジタル人材のスキル認定を行うための全府省庁共通の基準を次のように決定する。

2 スキル認定の区分

政府デジタル人材のスキル認定は、政府デジタル人材として職務を遂行するために必要となる IT・セキュリティに係る知識及び一定の業務経験を有する者に対し行うものとし、認定に係る役職段階等に応じ、「係員スキル認定」、「係長スキル認定」、「課長補佐（プロジェクト担当）スキル認定」及び「課長補佐（サイバーセキュリティ担当）スキル認定」に区分するものとする。

3 スキル認定の基準

スキル認定は、下記（1）及び（2）の要件を満たした者に対して行うことができるものとする。

（1）業務経験

次に掲げるスキル認定の区分に応じ、次に定める経験を有すること。なお、業務のイメージを示せば、下表のとおり。

- ア 係員スキル認定 行政機関、民間企業等において、以下のいずれかの業務に通算して 2 年以上従事した経験
- （ア）情報システムに係る企画等業務

- ① サイバーセキュリティの確保
- ② 情報システムの整備及び管理に関する企画及び立案
- ③ 上記①又は②と併せて行われる業務の運営の改善及び効率化に関する事項についての企画及び立案に関する業務（デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進、業務改革（BPR）の推進及びデータ利活用の推進を含む。）

(イ) 情報システムに係る運用等業務

- 情報システムに係る設計、構築、保守及び運用

イ 係長スキル認定 係員又は係長級で情報システムに係る企画等業務又は情報システムに係る運用等業務に通算して2年以上従事した経験

ウ 課長補佐（プロジェクト担当）スキル認定及び課長補佐（サイバーセキュリティ担当）スキル認定 係長級又は課長補佐級で情報システムに係る企画等業務又は情報システムに係る運用等業務に通算して3年以上従事した経験

表 業務のイメージ

<ul style="list-style-type: none"> ① ITガバナンス・総括（PMO） ○ 政府全体・府省庁内の情報システムの統括・監理 ○ DX、デジタル・ガバメント等に関する取組の推進、府省庁内外との調整 ○ デジタル人材の確保・育成に向けた広報・研修 ② プロジェクト（PJMO） ○ 情報システムの整備・運用に関する企画・立案、府省庁内外との調整 ○ 個別業務の課題解決に向けた情報システムの活用方策の検討、具体化に向けた設計・構築 ○ 個別の情報システムに関する計画策定、予算要求、調達手続、運用、課題の整理・反映に至る一連のプロジェクトマネジメント ③ サイバーセキュリティ ○ サイバーセキュリティに関する計画、規程の策定等の企画立案、府省庁内外との調整、監査 ○ サイバー攻撃等によるセキュリティインシデント発生時の対処 ○ 脆弱性対策や職員に対する教育・訓練、普及啓発 ④ DX・BPR・データ利活用 ○ サービスデザインの実践やBPRの徹底による効率化・行政サービス改革のための企画・立案 ○ データの分析や結果の政策の企画・立案への活用 	等
---	---

(2) 研修の修了

次に掲げるスキル認定の区分に応じ、次に定める区分（別紙第1から第3までに定める区分をいう。以下同じ。）の研修を修了し、又は各種資格等を有していること。なお、スキル認定に必要な研修の修了は、別紙1に掲げるデジタル庁が実施する情報システム統一研修（ただし、令和3年8月以前に総務省が実施した情報システム統一研修のうち、別紙1に定めるものを含む。以下「統一研修」という。）の修了を基本とし、統一研修と同等以上として認められるものとして別紙2及び別紙3に掲げる各府省庁独自の研修の修了又は各種資格等の保有をもって代えることができるものとする。

- ア 係員スキル認定 A (①)、A (②)、B (①)、B (②) 及びB (③)
- イ 係長スキル認定 A (①)、A (②)、B (①)、B (②)、B (③)、C (①)、C (②) 及びC (③)
- ウ 課長補佐（プロジェクト担当）スキル認定 A (①)、A (②)、B (①)、B (②)、B (③)、C (①)、C (②)、C (③)、D1-p1、D1-p2、D1-p3、D2-p1及びD2-p2
- エ 課長補佐（サイバーセキュリティ担当）スキル認定 A (①)、A (②)、B (①)、B (②)、B (③)、C (①)、C (②)、C (③)、D1-s1及びD2-s1

スキル認定の要件となる統一研修

区分	A (①)	A (②)	B (①)	B (②)	B (③)	C (①)	C (②)	C (③)	D 1 - p 1	D 1 - p 2	D 1 - p 3	D 2 - p 1	D 2 - p 2	D 1 - s 1	D 2 - s 1
4年度 3年度 2年度 31年度	電子政府基礎	情報システム入門	プロジェクト管理基礎 (プロジェクト管理で代替可能。)	情報セキュリティ基礎 (情報セキュリティ管理、情報セキュリティ技術又は情報セキュリティ運用で代替可能。)	情報システム新任者	ネットワーク基礎 (ネットワーク技術で代替可能。)	データベース基礎 (データベース技術で代替可能。)	情報セキュリティ管理	プロジェクト管理	システム監査	システム運用・保守	業務の見直しと調達の計画	IT調達と発注管理	情報セキュリティ技術	情報セキュリティ運用
30年度 29年度	電子政府基礎	情報システム入門	プロジェクト管理基礎 (プロジェクト管理で代替可能。)	情報セキュリティ基礎 (情報セキュリティ管理、情報セキュリティ技術、情報セキュリティ運用又は情報セキュリティに関するeラーニング(NISC実施)で代替可能。)	情報システム新任者	ネットワーク基礎 (ネットワーク技術で代替可能。)	データベース基礎 (データベース技術で代替可能。)	情報セキュリティ管理	プロジェクト管理	システム監査	システム運用・保守	業務の見直しと調達の計画	IT調達と発注管理	情報セキュリティ技術	情報セキュリティ運用
28年度	電子政府基礎	情報システム入門(共通キャリア・スキルフレームワークレベル1)	プロジェクト管理(基礎) (プロジェクト管理で代替可能。)	情報セキュリティ基礎 (情報セキュリティ(管理)、情報セキュリティ(技術)又は情報セキュリティに関するeラーニング(NISC実施)で代替可能。)	情報システム新任者	ネットワーク基礎 (ネットワーク技術で代替可能。)	データベース技術	情報セキュリティ(管理)及び情報セキュリティ(技術)	プロジェクト管理	システム監査	システム運用・保守	業務の見直しと調達の計画	IT調達と発注管理	情報セキュリティ(管理)及び情報セキュリティ(技術)	情報セキュリティ(管理)及び情報セキュリティ(技術)
27年度 26年度	電子政府基礎	情報システム入門(共通キャリア・スキルフレームワークレベル1)	プロジェクト管理(基礎) (電子政府I(プロジェクト管理)で代替可能。)	情報セキュリティ基礎 (情報セキュリティ(管理)又は情報セキュリティ(技術)で代替可能。)	電子政府(情報システム新任者)	ネットワーク基礎 (ネットワーク技術で代替可能。)	データベース技術	情報セキュリティ(管理)及び情報セキュリティ(技術)	電子政府I(プロジェクト管理)	—	電子政府III(システム運用及び保守)	電子政府II(システム調達-調達の計画)	電子政府II(システム調達-提案依頼・契約)	情報セキュリティ(管理)及び情報セキュリティ(技術)	情報セキュリティ(管理)及び情報セキュリティ(技術)
25年度 24年度	情報化施策基礎	—	プロジェクト管理(基礎) (プロジェクト管理(PMO)又はプロジェクト管理(PJMO)で代替可能。)	情報セキュリティ基礎 (情報セキュリティ(管理)又は情報セキュリティ(技術)で代替可能。)	PMO/PJMO(情報システム担当)新任者 (PMO/PJMO構成員(情報システム担当)基礎で代替可能。ただし、平成27年度以降の電子政府基礎の修了が条件。)	ネットワーク基礎 (ネットワーク技術で代替可能。)	データベース技術	情報セキュリティ(管理)及び情報セキュリティ(技術)	プロジェクト管理(PMO) (プロジェクト管理(PJMO)で代替可能。)	—	—	調達管理(調達計画)	調達管理(提案依頼・契約)	情報セキュリティ(管理)及び情報セキュリティ(技術)	情報セキュリティ(管理)及び情報セキュリティ(技術)

区分	A (①)	A (②)	B (①)	B (②)	B (③)	C (①)	C (②)	C (③)	D 1 - p 1	D 1 - p 2	D 1 - p 3	D 2 - p 1	D 2 - p 2	D 1 - s 1	D 2 - s 1
23 年度 22 年度	情報化施策 基礎	—	プロジェクト管理 (基 礎) (プロジェクト管理 (PMO) 又はプロジ ェクト管理 (PJM O) で代替可能。)	情報セキュリティ基礎 (情報セキュリティ (管理) 又は情報セキ ュリティ (技術) で代 替可能。)	PMO/PJMO新任 者 (PMO/PJMO構 成員基礎で代替可能。 ただし、平成 27 年度 以降の電子政府基礎の 修了が条件。)	ネットワー ク基礎 (ネットワ ーク技術で 代替可能。)	データベー ス技術	情報セキュ リティ (管 理) 及び情 報セキュ リティ (技 術)	プロジェク ト管理 (P MO) (プロジェ クト管理 (PJM O) で代替 可能。)	—	—	調達管理 (調達計 画)	調達管理 (提案依 頼・契約)	情報セキュ リティ (管 理) 及び情 報セキュ リティ (技 術)	情報セキュ リティ (管 理) 及び情 報セキュ リティ (技 術)
21 年度	情報化施策 1A (電子 政府関連)	—	プロジェクト管理 I (プロジェクト管理 II で代替可能。)	情報セキュリティ I (情報セキュリティ II 又は情報セキュリティ IIIで代替可能。)	PMO/PJMO新任 者	ネットワー ク基礎 (最新情報 技術 (ネッ トワーク) で代替可 能。)	最新情報技 術 (デー タベース)	情報セキュ リティ II 及 び情報セキ ュリティ III	プロジェク ト管理 III (プロジェ クト管理 II で代替可 能。)	—	—	調達管理 II	調達管理 III	情報セキュ リティ II 及 び情報セキ ュリティ III	情報セキュ リティ II 及 び情報セキ ュリティ III

スキル認定の要件となる各府省庁独自の研修

区分	A (①)	A (②)	B (①)	B (②)	B (③)	C (①)	C (②)	C (③)	D 1 - p 1	D 1 - p 2	D 1 - p 3	D 2 - p 1	D 2 - p 2	D 1 - s 1	D 2 - s 1
N I S C初任者研修 (内閣官房) [令和元年度研修以降]															○
各府省庁C S I R T要員に対する情報セキュリティインシデント対処訓練 (内閣官房) [令和2年度研修以降]														○	
C Y M A T研修 (内閣官房) [令和2年度研修以降]														○	
I Tパスポート研修 (金融庁)		○													
情報セキュリティマネジメント研修 (金融庁) [令和元年度研修以前]				○				○							
情報セキュリティマネジメント研修 (金融庁) [令和2年度研修以降]				○											
法務局・地方法務局職員コンピュータ研修 (eラーニング) (法務省) [令和2年度名称変更]		○				○	○								
法務局・地方法務局情報セキュリティ研修 (法務省) [令和3年度研修以前]				○											
外務省情報システム入門研修 (外務省)		○													
財務総合政策研究所 融資事務研修 (通信制) I Tパスポートコース (財務省)		○													
国税庁税務大学校 専門官基礎研修 (財務省)		○													
国税庁税務大学校 普通科 (財務省)		○													
国税庁税務大学校 社会人基礎研修 (財務省)		○													
国税庁税務大学校 専科 (財務省) [平成30年度研修以前]		○													

区分	A (①)	A (②)	B (①)	B (②)	B (③)	C (①)	C (②)	C (③)	D 1 - p 1	D 1 - p 2	D 1 - p 3	D 2 - p 1	D 2 - p 2	D 1 - s 1	D 2 - s 1
国税庁税務大学校 本科 (財務省) [令和元年度 研修以前]		○													
国税庁 プロジェクト管 理者研修 (財務省)			○						○						
国税庁 アプリケーショ ンエンジニア研修 (財務 省)		○	○				○								
国税庁 情報システム (S E) 研修 (財務省)				○		○									
国税庁 オープンシステ ム研修 (集合研修) (財 務省)											○				
国税庁 システムアドミ ニストレータ上級研修 (財務省)				○		○		○							
国税庁 情報セキュリテ ィ研修 (財務省) [令和 元年度研修以前]				○				○							
国税庁 情報セキュリテ ィ研修 (財務省) [令和 2年度研修以降]				○											
国税庁 I C Tの基礎 (eラーニング) (財務省) [令和元年度研修以降]		○													
デジタル改革に向けた政 府の取組研修 (厚生労働 省) [令和2年度研修以 降] [令和3年度名称変 更]	○														
情報システム入門研修 (厚生労働省) [令和2 年度研修以降]		○													
システム整備・運用 (P JMO業務) 講習会 (農 林水産省) [令和2年度 名称変更]					○										
I Tパスポート研修 (農 林水産省)		○													
基本情報技術者研修 (農 林水産省)		○	○	○											
情報セキュリティインシ デント机上演習 (農林水 産省) [令和3年度研修 以降]														○	

区分	A (①)	A (②)	B (①)	B (②)	B (③)	C (①)	C (②)	C (③)	D1 -p 1	D1 -p 2	D1 -p 3	D2 -p 1	D2 -p 2	D1 -s 1	D2 -s 1
総合課程 情報ネットワーク・セキュリティ基礎研修 (国土交通省)	○			○	○	○		○							
総合課程 情報システム調達管理研修 (国土交通省)	○		○		○							○	○		
航空保安大学校航空電子科研修 (国土交通省)		○				○									
航空交通管制技術職員基礎研修 (国土交通省)		○				○									
システム専門官基礎研修 (国土交通省)	○	○	○	○	○		○	○	○					○	
ISAD プロジェクトマネジメント特別研修 (国土交通省)			○						○						
ISAD セキュリティ特別研修 (国土交通省)				○				○						○	
情報管理研修 (Ⅱ) (国土交通省)						○								○	
セキュリティ・IT人材育成研修 (国土交通省)				○				○							○
情報管理研修 (Ⅰ) (国土交通省)				○		○									
管区情報通信業務ネットワーク技術研修 (東京管区气象台) (国土交通省) [令和2年度研修以前]				○		○									
管区情報通信業務能力・技術力向上研修 (大阪管区气象台) (国土交通省) [平成30年度名称変更] [令和2年度研修以前]				○		○									
情報通信業務及びセキュリティ能力・技術向上に関する技術指導 (沖縄气象台) (国土交通省) [平成30年度名称変更] [令和2年度研修以前]				○		○									

スキル認定の要件となる各種資格等

※ 平成13年以降のいずれかの試験に合格していることを要件とする。

区分	A (①)	A (②)	B (①)	B (②)	B (③)	C (①)	C (②)	C (③)	D 1 -p 1	D 1 -p 2	D 1 -p 3	D 2 -p 1	D 2 -p 2	D 1 -s 1	D 2 -s 1
ITパスポート試験		○													
情報セキュリティマネジメント試験		○	○	○											
基本情報技術者試験		○	○	○											
応用情報技術者試験		○	○	○		○	○	○							
ITストラテジスト試験		○	○	○		○	○	○							
システムアーキテクト試験		○	○	○		○	○	○							
プロジェクトマネージャ試験		○	○	○		○	○	○	○		○				
ネットワークスペシャリスト試験		○	○	○		○	○	○						○	
データベーススペシャリスト試験		○	○	○		○	○	○							
エンベデッドシステムスペシャリスト試験		○	○	○		○	○	○							
ITサービスマネージャ試験		○	○	○		○	○	○	○		○				
システム監査技術者試験		○	○	○		○	○	○		○					
情報処理安全確保支援士 (法律の規定に基づき経済産業大臣が試験合格者と同等以上の能力を有すると認めた場合を含む。)		○	○	○		○	○	○						○	